



こくほ組合報

2024年(令和6年)1月発行

第52号



目 次

巻頭言	理事長 細谷 仁憲	1
第129回（令和4年度第2回）通常組合会		3
第130回（令和5年度第1回）通常組合会		4
国民健康保険組合の概要		7
全国歯科医師国民健康保険組合連合会 通常総会		8
一般社団法人全国国民健康保険組合協会 通常総会等		8
北海道・東北地区 歯科医師国民健康保険組合協議会		10
国保制度改善強化全国大会		10
令和5年度宮城県歯科医師国民健康保険組合支部長会		12
宮歯会報へ掲載した1年間の広報をまとめてみました		14
国保医療費の推移		18
令和6年度月別行事予定表		19
編集後記		20

宮城の工芸品シリーズ 松川だるま（まつかわだるま）



だるまの源流は、丸みをつけた底近くに土製の重りを入れて重心を低くすることで、倒そうとしても起き上がる人形「不倒翁」にある。これが室町時代の日本に伝わり「起き上がりこぼし（起き上がり小法師）」が関西をはじめとしてつくられるようになった。今日のような「だるま」が生まれたのは江戸時代で、面壁九年と伝えられる達磨の座禅姿を、倒れても起き上がってくる起き上がり小法師に写し、不撓不屈の思いを込めたと推測されている。

松川だるまは、天保年間に仙台藩士松川豊之進が始めとされており、現在も仙台近郊で制作されている。胴体の前半分が青で後ろが赤、眉毛に毛を使っているのが特徴。縁起物として親しまれている。

※WEB Wikipediaより一部抜粋



今後の全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

宮城県歯科医師国民健康保険組合
理事長 細谷 仁 憲

今後、更に進展する少子超高齢社会に対応すべく、社会保障制度が令和2年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革方針」に基づいて見直しされつつあります。

本誌では、令和5年5月12日成立、19日に公布された健康保険法等の一部を改正する法律の概要、とり分け私共の国保組合が市町村国保と共に担っている地域保険といわれる国民健康保険制度に関わる概要について、組合員の皆様に情報を共有していただき、今後の本組合の運営に理解を深めていただくために、紹介させていただきます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の概要

1. こども・子育て支援の拡充【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- ① 出産育児一時金の支給額の大幅な増額（42万円→50万円/R5年4月：政令）、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みを導入し、子育てを社会全体で支援（後期高齢者医療制度創設前も全ての世代で出産育児一時金を含め子ども関連の医療費を負担）
- ② 産前産後期間相当分（4ヵ月間）における国民健康保険料（税）（所得割額、均等割額）を免除、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担（R6年1月施行）費用負担・公費（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための後期高齢者医療制度の見直し【健保法、高確法】

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合う仕組みに。・制度創設時と比べ、現役世代の支援金は1.7倍、高齢者の保険料は1.2倍の伸びとなっており、高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸びが同じになるよう見直し。・高齢者世代の保険料について、低所得層の負担増に配慮し、賦課限度額や所得に係る保険料を引き上げる形で負担能力に応じた負担としつつ、激変緩和措置を講ずる。
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては現行の「加入者に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整」の仕組みの導入等を行う。（被用者保険者間の保険料率の格差拡大を是正）

3. 医療保険制度の基盤強化等【健保法、船保法、国保法、高確法等】

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごと

に保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。

- ②都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（6年）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。
- ③経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。

4. 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等】

- ①かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。
- ②医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。
- ③医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。
- ④地域医療連携推進法人制度について、一定の要件のもと、個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。
- ⑤出資持分の定めのある医療法人が、出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長（令和5年9月末～令和8年12月末）等を行う。

等

施行期日

令和6年4月1日（ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日）

当国保組合の被保険者数は、日本の人口動態に合わせるように減少が続いている反面、医療費は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う一時的な減少はありましたが、上昇の一途を辿っています。今後、超高齢社会が進んでいく中で様々な改革が行われ、また高額な新治療薬の保険適用等がなされ、それらが結果的に本組合の財政にどう影響を与えるのか不透明な状況になりますが、本組合はこの様な情勢も踏まえ、今後とも皆様からの建設的なご意見を伺いながら、法令遵守の下、厳正な保険料の賦課・徴収、健全な財政運営を図ると共に、歯科給付制限の検証、被保険者一人ひとりの健康的な生活習慣の実践や医療費適正化に繋がる広報活動を継続することにより、本組合の業務運営に努めて参りますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

組合会議員の議決権行使書による参加と会場参加者がちょうど半数ずつというコロナ対応の状況の中、令和5年度の事業計画と予算、任期満了に伴う役員改選の案件と共に、国の少子化対策の一環として出産育児一時金の改定、未就学児に係る保険料減額などの規約改定が原案通り可決・承認された。また、質問や意見交換の中のいくつかは、令和5年度に予定の国保組合アンケートに基づき検討することとした。

【令和5年度事業計画】

基本方針

新型コロナウイルス感染拡大から早3年。社会情勢のいろいろな面で従来の様式が大きく変化し、定着している生活スタイルも多くみられます。

当国保組合にあっては、令和2年2月開催の第123回通常組合会から3回にわたり、会場招集を行わない書面議決の方式をもって感染拡大の回避を図って参りました。今後も組合員の健康と安全を第一に、その状況を十分踏まえた上で開催方式を判断して参ります。

このような中、当国保組合における医療費は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による受診控えから一時的な縮減状態にありましたが、令和3年度に入り徐々にそれ以前の状況に近づき、令和4年度においては過去5年間で最も高い費用額を

示しております。

超高齢社会が一層進展し、医療技術の進歩や超高額薬剤の保険適用等の影響もあって、被保険者数が漸減する中においても医療費は以前の10億円台に近づきつつあることを注視しながら、適切な財政運営を図って参ります。

当国保組合独自のアンケートを企画し、今後とも皆様からの建設的なご意見をお伺いしながら、関係法令・組規約等に基づく厳正な保険料の賦課・徴収、健全な財政運営を図ると共に、令和3年9月診療分から実施した新たな歯科給付制限の検証、そして被保険者一人ひとりの健康的な生活習慣の実践や医療費適正化に繋がる広報活動等を継続することにより、法令遵守の業務運営に努めて参りますので、今後とも皆様の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【令和5年度会計歳入歳出予算】

歳 入

款	5年度 予算額	4年度 予算額	比較	備 考
	千円	千円	千円	
1 国民健康保険料	1,299,359	1,309,892	△ 10,533	
2 使用料及び手数料	1	1	0	
3 国庫支出金	290,317	303,542	△ 13,225	特定財源
4 前期高齢者交付金	1	1	0	
5 共同事業交付金	29,498	29,498	0	特定財源
6 財産収入	25	25	0	
7 繰入金	1	1	0	
8 繰越金	339,198	399,216	△ 60,018	
9 諸収入	752	702	50	
歳入合計	1,959,152	2,042,878	△ 83,726	

歳 出

款	5年 度 予 算 額	4年 度 予 算 額	比 較	本年度予算の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国庫支出金	全協交付金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 組 合 会 費	950	950	0			950
2 総 務 費	70,084	71,189	△ 1,105	5,251		64,833
3 保 険 給 付 費	853,366	824,160	29,206	139,534	29,498	684,334
4 後期高齢者支援金等	380,569	343,979	36,590	80,175		300,394
5 前期高齢者納付金等	121,999	167,065	△ 45,066	27,719		94,280
6 老人保健拠出金	2	2	0	1		1
7 介 護 納 付 金	171,031	167,042	3,989	34,232		136,799
8 共 同 事 業 拠 出 金	47,742	54,922	△ 7,180	3,268		44,474
9 保 健 事 業 費	90,911	88,900	2,011	137		90,774
10 積 立 金	5	1,887	△ 1,882			5
11 諸 支 出 金	32,420	36,420	△ 4,000			32,420
12 予 備 費	190,073	286,362	△ 96,289			190,073
歳 出 合 計	1,959,152	2,042,878	△ 83,726	290,317	29,498	1,639,337

第130回(令和5年度第1回) 通常組合会

〈令和5年7月29日(土)〉

組合会議員30名中22名の参加のもと、改選に伴う正副議長の選任をはじめ令和4年度の事業報告と決算、剰余金の処分等を慎重に審議した結果、上程した5議案すべてについて原案が可決・承認された。

受診控えの反動もあって医療費は4年ぶりに10億円の大台に達したが、適正な財政運営と予算編成のもと、安定した決算となったものの、先行き不透明な医療費の動向を注視していく必要がある。

【令和4年度会計歳出補正予算】

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 保険給付費		824,160	38,928	863,088
	1 療養諸費	701,393	35,792	737,185
	5 葬祭諸費	1,000	200	1,200
	6 傷病手当金	2,750	2,936	5,686
9 保健事業費		88,900	707	89,607
	1 保健事業費	88,900	707	89,607
12 予備費		286,362	△ 39,635	246,727
	1 予備費	286,362	△ 39,635	246,727
補正されなかった款・項に係る額		843,456	0	843,456
歳 出 合 計		2,042,878	0	2,042,878

【令和4年度事業報告】

当国保組合は、国民健康保険法に基づく医療保険者として被保険者への医療の給付と保険医療機関への円滑な医療費の支払いを中心とした法定事業を基本に、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となった被保険者の所得調査や3年に一度実施をすることになっている組合員の加入資格の確認作業を行い、これをもとに令和4年10月1日付けで新たな被保険者証の交付などの事業を執行して参りました。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、令和5年5月8日から感染症法上の「5類感染症」に移行されましたが、医療保険者として、あるいは国保被保険者として、どのように対応すべきなのか、国が安全宣言をしたわけでもなく、感染対策については国民一人ひとりや各事業所が判断しなければならない状況であり、極めて困難な自己責任を

与えられたとも言えます。

今回の第130回通常組合会は、対面での開催を再開した令和3年7月の第126回から既に5回目となりますが、その都度、理事会で協議を重ね、慎重な判断と対策により組合会議員皆様のご理解とご協力の下、実施をして参りました。

感染の落ち着きと共に受診控えの反動もあってか、医療費は4年ぶりに10億円の大台に乗り、特に65歳以上の被保険者にあっては50%近い上昇率となっておりますので、健診の受診率向上による疾病の早期発見・早期治療を図りながら、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指して参ります。

今後とも、関係法令・組合格約等に基づき厳正な保険料の賦課・徴収を行い、健全な財政運営を図ると共に法令遵守の業務運営に努めて参りますので、今後とも皆様の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【令和4年度会計歳入歳出決算】

令和4年度会計歳入歳出決算書

自：令和4年4月1日
至：令和5年3月31日

歳入決算額 2,185,241,984円
歳出決算額 1,734,417,883円
差引残高 450,824,101円

《歳入》

(単位：円)

款	当初予算額	補正等額	予算現額	決算額	当初予算に対する執行率(%)	予算現額との比較
1 国民健康保険料	1,309,892,000	0	1,309,892,000	1,343,626,300	102.6	33,734,300
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000	0	0.0	△ 1,000
3 国庫支出金	303,542,000	0	303,542,000	406,934,971	134.1	103,392,971
4 前期高齢者交付金	1,000	0	1,000	0	0.0	△ 1,000
5 共同事業交付金	29,498,000	0	29,498,000	34,077,000	115.5	4,579,000
6 財産収入	25,000	0	25,000	10,809	43.2	△ 14,191
7 繰入金	1,000	0	1,000	0	0.0	△ 1,000
8 繰越金	399,216,000	0	399,216,000	399,693,854	100.1	477,854
9 諸収入	702,000	0	702,000	899,050	128.1	197,050
歳入合計	2,042,878,000	0	2,042,878,000	2,185,241,984	107.0	142,363,984

《歳 出》

(単位：円)

款	当初予算額	補正等額	予算現額	決算額	当初予算に対する執行率(%)	予算現額との比較
1 組 合 会 費	950,000	0	950,000	489,832	51.6	460,168
2 総 務 費	71,189,000	0	71,189,000	63,588,617	89.3	7,600,383
3 保 険 給 付 費	824,160,000	38,928,000	863,088,000	840,323,277	102.0	22,764,723
4 後期高齢者支援金等	343,979,000	0	343,979,000	342,320,426	99.5	1,658,574
5 前期高齢者納付金等	167,065,000	0	167,065,000	164,318,465	98.4	2,746,535
6 老人保健拠出金	2,000	0	2,000	0	0.0	2,000
7 介 護 納 付 金	167,042,000	0	167,042,000	167,041,516	100.0	484
8 共 同 事 業 拠 出 金	54,922,000	0	54,922,000	53,339,000	97.1	1,583,000
9 保 健 事 業 費	88,900,000	707,000	89,607,000	91,995,710	103.5	△ 2,388,710
10 積 立 金	1,887,000	0	1,887,000	1,889,696	100.1	△ 2,696
11 諸 支 出 金	36,420,000	0	36,420,000	9,111,344	25.0	27,308,656
12 予 備 費	286,362,000	△ 39,635,000	246,727,000	0	0.0	246,727,000
歳 出 合 計	2,042,878,000	0	2,042,878,000	1,734,417,883	84.9	308,460,117

正味財産の内訳

(単位：円)

摘 要	金 額
1. 特 別 積 立 金 (国民健康保険法施行令第19条の規定による積立)	182,615,762
2. 給 付 費 等 支 払 準 備 金 (国民健康保険法施行令第20条の規定による積立)	80,000,000
3. 退 職 給 与 積 立 金 (組合職員の退職時における退職金積立)	29,431,362
4. 施 設 修 繕 費 等 積 立 金 (施設の修繕に備えるための積立)	277,011,188
5. 保 健 事 業 積 立 金 (被保険者の健康増進を図る保健事業基金)	151,242,299
6. 預 託 金 (ハイタクチケット販売)	50,000
7. 土 地 (仙台市青葉区国分町1-5-1)	164,704,179
8. 建 物 (仙台市青葉区国分町1-5-1)	67,172,322
9. 什 器 備 品 (トレーニング器具他)	21,700,852
10. 次 期 繰 越 収 支 差 額	450,824,101
正 味 財 産 合 計	1,424,752,065

監 査 報 告 書

宮城県歯科医師国民健康保険組合

理事長 細 谷 仁 憲 様

宮城県歯科医師国民健康保険組規約第44条に基づき、令和4年度事業の執行状況及び会計歳入歳出決算並びに財産目録等について、各種事業関係文書、会計諸帳簿及び証憑書類等を閲覧、照合し、また必要に応じて質疑するなど、詳細かつ厳密に監査した結果、いずれも適正に処理されていることを確認いたしましたので報告します。

令和5年6月30日

監 事 川 村 皓 雄 ㊟

監 事 関 直 和 ㊟

【令和4年度会計決算剰余金処分】

歳 入 合 計 額	2,185,241,984 円	左記剰余金を下記のとおり処分する。	
歳 出 合 計 額	1,734,417,883 円	特 別 積 立 金	0 円
差 引 剰 余 金	450,824,101 円	給 付 費 等 支 払 準 備 金	0 円
		施 設 修 繕 費 等 準 備 積 立 金	23,000,000 円
		保 健 事 業 対 策 費 等 積 立 金	49,000,000 円
		職 員 退 職 給 与 積 立 金	2,100,000 円
		翌 年 度 繰 越 金	376,724,101 円

【参考資料】

国民健康保険組合の概要

○同種の事業又は業務に従事する従業員を組合員として組織された国民健康保険法上の公法人。

○令和5年4月の組合数及び被保険者数 ※被保険者数は令和2年度末の数値

(1) 医師、歯科医師、薬剤師	90 組合	被保険者数	58 万人
(2) 建設関係	32 組合	被保険者数	142 万人
(3) 一般業種	37 組合	被保険者数	72 万人
合 計	159 組合	被保険者数	271 万人 (項目ごとに四捨五入)

国民健康保険組合一覧

建設関係国保組合		一般業種国保組合		医師国保組合		歯科医師国保組合	薬剤師国保組合
(1) 全国建設工事業	㊟ 広島県建設	1 関東信越税理士	27 大阪中央市場青果	1 北海道医師	28 兵庫県医師	1 全国歯科医師	1 北海道薬剤師
(2) 建設連合	㊟ 徳島建設産業	2 東京理容	28 大阪府浴場	2 青森県医師	29 奈良県医師	2 北海道歯科医師	2 埼玉県薬剤師
(3) 全国左官タイル塗装業	㊟ 香川県建設	3 東京芸能人	29 大阪府食品	3 岩手県医師	30 和歌山県医師	3 宮城県歯科医師	3 千葉県薬剤師
(4) 全国板金業	㊟ 佐賀県建設	4 文芸美術	30 関西たばこ	4 宮城県医師	31 鳥取県医師	4 秋田県歯科医師	4 東京都薬剤師
(5) 中央建設	㊟ 長崎県建設事業	5 東京料理飲食	31 大阪質屋	5 秋田県医師	32 鳥根県医師	5 山形県歯科医師	5 神奈川県薬剤師
(6) 北海道建設		6 東京芸芸	32 近畿税理士	6 山形県医師	33 岡山県医師	6 福島県歯科医師	6 新潟県薬剤師
(7) 宮城県建設業		7 東京食品販売	33 大阪木津卸売市場	7 福島県医師	34 広島県医師	7 茨城県歯科医師	7 福井県薬剤師
(8) 山形県建設		8 東京美容	34 大阪衣料品小売	8 茨城県医師	35 山口県医師	8 群馬県歯科医師	8 静岡県薬剤師
(9) 埼玉県建設		9 東京自転車商	35 兵庫食糧	9 栃木県医師	36 徳島県医師	9 埼玉県歯科医師	9 愛知県薬剤師
(10) 埼玉土建		10 東京青果卸売	36 兵庫県食品	10 群馬県医師	37 香川県医師	10 千葉県歯科医師	10 三岐薬剤師
(11) 東京建設職能		11 東京浴場	37 全国土木建築	11 埼玉県医師	38 愛媛県医師	11 神奈川県歯科医師	11 京都府薬剤師
(12) 東京建設業		12 東京都弁護士		12 千葉県医師	39 高知県医師	12 静岡県歯科医師	12 近畿薬剤師
(13) 東京土建		13 神奈川県食品衛生		13 東京都医師	40 福岡県医師	13 愛知県歯科医師	13 紀和薬剤師
(14) 神奈川県建設業		14 福井食品		14 神奈川県医師	41 佐賀県医師	14 三重県歯科医師	14 中国国薬剤師
(15) 神奈川県建設連合		15 静岡市食品		15 新潟県医師	42 長崎県医師	15 大阪府歯科医師	15 福岡県薬剤師
(16) 新潟県建築		16 名古屋市食品		16 富山県医師	43 熊本県医師	16 兵庫県歯科医師	16 長崎県薬剤師
(17) 富山県建設		17 京都芸術家		17 石川県医師	44 大分県医師	17 奈良県歯科医師	
(18) 長野県建設		18 京都料理飲食業		18 福井県医師	45 宮崎県医師	18 和歌山県歯科医師	
(19) 岐阜県建設		19 京都府酒販		19 山梨県医師	46 鹿児島県医師	19 広島県歯科医師	
(20) 静岡県建設産業		20 京都市中央卸売市場		20 長野県医師	47 沖縄県医師	20 愛媛県歯科医師	
(21) 愛知建連		21 京都市食品衛生		21 岐阜県医師		21 福岡県歯科医師	
(22) 三重県建設		22 京都府衣料		22 静岡県医師		22 佐賀県歯科医師	
(23) 京都建築		23 京都花街		23 愛知県医師		23 長崎県歯科医師	
(24) 京都府建設業別連合		24 大阪府整容		24 三重県医師		24 熊本県歯科医師	
(25) 大阪建設		25 大阪府小売市場		25 滋賀県医師		25 大分県歯科医師	
(26) 兵庫県建設		26 大阪文化芸能		26 京都府医師		26 宮城県歯科医師	
(27) 岡山県建設				27 大阪府医師		27 鹿児島県歯科医師	

(注) 被保険者数 (令和2年度末) 無印: 全協加入 (1,356千人) ○印: 全建総連 (1,045千人) (): その他 (311千人)

令和4年度 第2回通常総会

期 日：令和5年3月14日(火)
全歯連発第44号：アルカディア市ヶ谷

(議 事)

- 第1号議案 規約の一部改正について
- 第2号議案 選挙規程の一部改正について
- 第3号議案 令和5年度事業計画について
- 第4号議案 令和5年度会費賦課並びに徴収について
- 第5号議案 令和5年度歳入歳出予算について

令和5年度 第1回通常総会

期 日：令和5年7月11日(火)
全歯連発第15号：アルカディア市ヶ谷

(議 事)

- 第1号議案 令和4年度事業について
- 第2号議案 平成4年度歳入歳出決算について
- 第3号議案 会長、監事選挙について
- 第4号議案 副会長の推薦について

第80回通常総会

期 日：令和5年3月20日(月)
場 所：アルカディア市ヶ谷
全協発第67-1号：委任状

(議 事)

- 第1号議案～第2号議案 令和4年度各種会計収支補正予算について
- 第3号議案 令和5年度事業計画について
- 第4号議案 令和5年度会費について
- 第5号議案～第7号議案 令和5年度各種会計収支予算について
- 第8号議案 役員を選任について

第81回通常総会

期 日：令和5年6月9日(木)
場 所：ホテル日航熊本
全協発第3号：委任状

(議 事)

- 第1号議案 令和4年度事業報告について
- 第2号議案～第4号議案 令和4年度各種会計収支決算について
- 第5号議案 任期満了に伴う役員を選任について
- 第6号議案 第83回通常総会の開催地について

令和5年度国保組合被保険者全国大会

期 日：令和5年11月14日(火)

場 所：有楽町朝日ホール

出席者：副理事長 村上正博 他職員2名

全国国民健康保険協会（全協）は、全国159の国保組合の代表が有楽町朝日ホールに結集し、定率国庫補助の維持改善や国保組合の新設と地区拡張の取扱い緩和など、7項目の決議を満場一致で採択。

終了後には各組合代表者による陳情団を編成し、政府・国会関係者や各地元選出国會議員に対してこれら決議内容の早期実現に向けた強力な陳情運動を展開した。

決 議

本日ここに、国民健康保険組合被保険者全国大会を開催し、慎重審議した結果、次の事項について満場一致これを採択した。

よって、政府、国会並びに関係機関は積極的措置を速やかに講ぜられるよう、本大会の総意をもって強く要請する。

記

- 1 国保組合に対する現行国庫補助制度を維持改善すること
また、所得調査の結果により令和6年度の国庫補助が減額となる国保組合に対する激変緩和措置を講じること
- 1 国保組合の新設を認め、その地区は都道府県単位とし拡張の取扱いを緩和すること
また、合併により運営基盤の拡大を図る国保組合に対する財政面を含む必要な支援を行うこと
- 1 同種同業に従事する者がその業種を対象に設立された国保組合に加入できるよう健康保険適用除外承認の取扱いを緩和するとともに、組合特定被保険者に係る補助率（13%）を協会けんぽ並み（16.4%）に上げること
- 1 個人事業所の非適用業種の解消等の検討にあたっては、同業者連帯により保険者機能を発揮してきた国保組合の組織を守り、国保組合被保険者の地位の安定が図られる仕組みとすること
- 1 こども子育て支援の財源について、医療保険ルートを選択する場合は、厚生労働省として国保組合の負担に対する十分な配慮を行うこと
- 1 出産育児一時金、高額医療費共同事業、特定健康診査等国庫補助金について所要額を確保し、保険者インセンティブに対する国庫補助を充実すること
- 1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化などの医療DXの推進にあたっては、事務処理方法の決定に保険者の意見を反映させるとともに、国の責任において財政支援をはじめ必要な措置を講じること

以上 決議する。

令和5年11月14日

国民健康保険組合被保険者全国大会

第43回 東北支部総会・研修会

期 日：令和5年5月20日(土)
場 所：ホテルメトロポリタン盛岡
出席者：理事長 細谷仁憲 他役員3名

(議 事)

- 第1号議案 令和4年度事業状況報告について
- 第2号議案 令和4年度会計収支決算について
- 第3号議案 令和5年度事業計画について
- 第4号議案 令和5年度会計収支予算について
- 第5号議案 第83回全協通常総会の開催について

(講 演) 「今後の医療と医療保険制度の課題」 岩手医科大学医学部客員教授 武田俊彦 氏

北海道・東北地区 歯科医師国民健康保険組合協議会

令和5年度北海道・東北地区歯科医師国民健康保険組合協議会
期 日：令和5年9月16日(土)
場 所：福島市「摺上亭 大鳥」
出席者：理事長 細谷仁憲 他役員4名

- 議案第1号 令和4年度事業状況報告について
- 議案第2号 令和4年度会計歳入歳出決算について
- そ の 他 被保険者の減少対策等についての協議

国保制度改善強化全国大会

期 日：令和5年11月13日(月)
場 所：東京都 砂防会館
出席者：都道府県代表者

■主 催

国民健康保険中央会
都道府県国民健康保険団体連合会
全国知事会
全国都道府県議会議長会
全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会
全国国民健康保険組合協会

■大会会長

岡崎 誠也〔国民健康保険中央会会長(高知県高知市長)〕

■大会副会長

田島 健一〔国民健康保険中央会副会長(佐賀県白石町長)〕

■大会役員

村井 嘉浩〔全国知事会会長(宮城県知事)〕
山本 徹〔全国都道府県議会議長会会長(富山県議会議長)〕
立谷 秀清〔全国市長会会長(福島県相馬市長)〕
坊 恭寿〔全国市議会議長会会長(兵庫県神戸市会議長)〕
吉田 隆行〔全国町村会会長(広島県坂町長)〕
渡部 孝樹〔全国町村議会議長会会長(北海道厚真町議会議長)〕
渡邊 芳樹〔全国国民健康保険組合協会会長〕

■大会運営委員長

三田地好文〔岩手県国民健康保険団体連合会事務局長〕

■大会運営副委員長

市川 浩〔高知県国民健康保険団体連合会事務局長〕

■登壇者

衆・参両院議員(本人)、各主催者団体代表者及び大会運営正・副委員長

全協や国保中央会、全国市長会など国保運営に携わる関係9団体主催の令和5年度標記大会。

国保の財政基盤強化のための公費投入の確実な実施や医療保険制度の一本化の早期実現、そして国保組合の健全な運営の確保など12項目の決議を満場一致で採択した。

大会終了後、全国から参集した市長村長等を先頭に決議の実現に向け、政府や国会関係者に対し集中陳情を繰り広げた。

決 議

本日ここに、全国の国民健康保険関係者が一堂に会し、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して、国保制度改善強化全国大会を開催し、慎重審議した結果、次のとおり満場一致これを採択した。

国は、国民健康保険制度の現状を踏まえ、次の事項を必ず実現されるよう本大会の総意をもって強く要望する。

一、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

一、国保の財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施するとともに、保険者努力支援制度等が有効に活用されるよう、適切な評価と財政支援の充実を図ること。

一、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を今後も堅持するとともに、生活保護受給者の国保等への加入の議論については、見直しを行わず国としての責任を果たすこと。

一、医療・保健・介護人材の確保や地域偏在の解消のため必要な措置を講じるとともに、公立病院等の医療提供体制を確保するため、十分な支援策を講じること。

一、こどもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置を早期に全廃するとともに、こどもの医療費助成に係る全国一律の制度の創設及びこどもに係る均等割保険料（税）の軽減制度の拡充を行うこと。

一、こども・子育て政策強化の財源の一環とされている支援金制度（仮称）の検討に当たっては、国保の運営に支障を及ぼすことがないように十分配慮すること。

一、国保総合システムは、国保運営の基幹システムであり、その開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を確実に講じること。

一、国保連合会のシステム開発や運用の財源を確保するため、ICT積立資産の積立上限の引き上げ等、現行の運用ルールの見直しを行うこと。

一、国保連合会が地方自治体の医療・保健・介護・福祉業務支援の役割を十分に果たせるよう、必要な措置を講じること。

一、国民の健康保持・増進及び医療費適正化に向けKDBシステムの更なる活用を進めるため、制度的役割の拡充を図るとともにシステム更改等に係る財政措置を講じること。

一、医療DXの取組を強力に推進し、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に当たっては、国民や保険者等に対し、十分な周知や情報提供を行うなど国の責任において万全の措置を講じること。

一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。

以上 決議する。

令和5年11月13日

国保制度改善強化全国大会

宣 言

国民健康保険は制度創設以来、我が国の国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきた。しかしながら、中高年齢者が多く加入し一人当たり医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険料（税）の負担率が高いという構造的な問題を抱えている。このため、市町村においては被保険者にこれ以上負担を求めることは極めて困難であり、厳しい財政運営を強いられている。

このような中、平成三十九年度より新たな国保制度が施行され、都道府県が財政運営の責任主体となり、公費の拡充による財政基盤の強化が図られたところであり、我々国保関係者は、国保制度を持続可能なものとするため、安定的な運営に最善を尽くしている。

しかしながら、国保が抱える構造的な問題に加え、少子高齢化の進展や昨今の物価上昇の影響などにより、今後も安定的な運営が困難な状況が続くと想定される。

このため、国は、国保制度改革が実効あるものとなるよう毎年三千四百億円の公費投入を確実に実施することなど財政支援の充実や、普通調整交付金の所得調整機能の堅持、こどもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置の早期全廃、全国一律のこども医療費助成制度の創設、国保総合システムの開発等に対する必要な財政措置などについて、国保制度の更なる改善強化に向け、責任を持って取り組んでいくべきである。

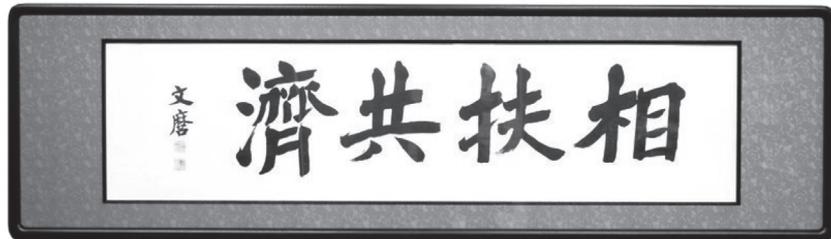
我々国保関係者は、ここに「国保制度改善強化全国大会」を開催し、組織の総意を結集して、本大会において決議を行い、一致団結してその実現に向け断固邁進することを誓うものである。

以上 宣言する。

令和5年11月13日

国保制度改善強化全国大会

相扶共済 とは



国民健康保険中央会所蔵

昭和13年4月1日に公布された国民健康保険法には、「相扶共済の精神に則り疾病、負傷、分娩又は死亡に関し保険給付を為すを目的とする」とあります。

この書は、昭和15年、当時の首相 近衛文磨氏が揮毫し、国民健康保険法施行3周年記念に開催された「第1回国健康保険全国大会」において配布されました。

国民健康保険法制定時に携わった清水玄氏（内務省社会局保険部企画課長・法律制定時は厚生省保険院社会保険局長）は、相扶共済について「国保が他の諸制度以上に全国民の隣人愛の高揚により、発展すべきものであることを表す言葉である」と解説しています。

現在も互いに助け合う、国保の基本精神を表す言葉として使用されています。

令和5年度 宮城県歯科医師国民健康保険組合支部長会

期 日：令和5年10月17日（火）（Web 併用）

県内9地区歯科医師会を母体とした国保支部長会の、年に一度の会合であり、国保組合の事業と予算の実態について意見交換を行い、地域との意思疎通を図っている。

今回は特に、国保組合が独自に実施したアンケートや歯周病に係る給付制限に関する話題が多く出され、下記のような幅広い考え方が示されたことから、アンケートの考察と共に、今後の事業運営の方向付けに役立てることとした。

（アンケートに関して）

- ・ Web での回答方式は良かった。
- ・ スタッフの回答書を封印提出としたことで、生の声が期待できる。
- ・ アンケートを通じ、国保組合の業務をもっとスタッフに周知すべき。
- ・ 集計結果と共に、事業への反映説明も必要。

（給付制限に関して）

- ・ 医療側も患者側も知識が不十分。分かり易い周知が必要
- ・ 組合加入によって給付が制限されるという矛盾は説明が困難な上、社保への流失へつながる。
- ・ 議論を尽くした末のルールなので、歯科医療費にも効果が出ている。
- ・ 適正な請求を求めつつ、廃止を検討すべき。
- ・ スタッフの家族の給付申請は省略すべき。

支 部 長 名 簿

支部区分	支部長名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
仙 台	小菅 玲	〒980-0803 仙台市青葉区国分町一丁目5-1 宮城県歯科医師会館4階	022-225-4748	022-225-4794
塩 釜	佐々木 優	〒985-0021 塩釜市尾島町9-19	022-361-1870	022-366-9761
岩 沼	遠藤 裕三	〒989-2441 岩沼市館下一丁目1-19	0223-29-4835	0223-29-4836
仙 南	千木良尚志	〒989-0277 白石市沢端町1-28 千木良デンタルクリニック内	0224-26-1131	0224-26-1136
石 巻	高砂 知章	〒986-0815 石巻市中里三丁目10-12 石巻口腔健康センター内	0225-94-9361	0225-94-9362
大 崎	戸田 慎治	〒989-6155 大崎市古川南町一丁目6-2 大崎口腔保健センター内	0229-91-0305	0229-91-0306
登 米	布施 孝尚	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼202 布施歯科医院内	0220-22-2048	0220-22-2048
栗 原	熊谷 康宏	〒987-2176 栗原市高清水西善光寺51	0228-58-2633	0228-58-2772
気仙沼	加藤 誠	〒988-0053 気仙沼市田中前一丁目4-7 田中前加藤歯科医院	0226-24-6060	0226-24-6060

2024年(令和6年)の確定申告の参考に――

申告の期間は2月16日(金)～3月15日(金)

「医療費のお知らせ」

令和5年7月から12月までの6ヵ月間に受診された医療費をお知らせいたします。
医療費控除の手続きで、明細として使用することができます。
国保連合会から電算業者に委託・作製することから、当国保組合へ納品(2月末予定)され次第、
発送します。

なお、再発行はできませんので大切に保管願います。

(令和5年1月から6月分については8月に送付済み)

「令和5年に納めた国民健康保険料について」

令和5年1月1日から同12月31日までに当国保組合に納めていただいた国保等の保険料について
のお知らせです。

確定申告の参考として1月12日(金)に郵送しておりますので、参考に願います。

令和5年度もあとわずか…完納で締めましょう!

【お知らせ】

令和6年2月分の国保保険料は、2月22日(木)が引去り日となっております。月末までに納
入されない場合は、国保関係法令・規約等に基づく滞納処分として強制執行(診療報酬の差
押え等)となることがありますのでご留意願います。

国保組合事務局

平日 9:00～17:15 土曜 9:00～12:15

電話: 022-223-9577 FAX: 022-223-9586 kokuho@miyashi.or.jp

宮歯会報への掲載した1年間の広報をまとめてみました

■ 2023. 1

2023年(令和5年)の確定申告のために

令和4年1月1日から同12月31日までに、当国保組合に納めていただいた国保等の保険料について例年どおりお知らせする予定です。

「令和4年に納めた国民健康保険料について」

確定申告の参考として1月12日に郵送を予定しておりますので、紛失されないように保管願います。

確定申告の期間は2月16日～3月15日

完納で新年をスタートしましょう！

【お知らせ】

令和5年1月分の国保保険料は、1月23日(月)が引去り日となっております。

月末までに納入されない場合は、国保関係法令・規約等に基づく滞納処分として強制執行（診療報酬の差押え等）となることがありますのでご留意願います。

■ 2023. 2

令和5年2月下旬、発送予定 「医療費通知」をお送りします

令和4年7月から同12月診療分の医療費についてお知らせいたします。

国保連合会を通じ、業者委託により作成した圧着ハガキをそのまま郵送しますので、国保組合ではその内容を把握しておりません。

再発行はできませんので、確定申告等に利用される場合は、紛失されないようにご留意願います。

健全な経営は 法令遵守から！

■ 2023. 3

年度がわりの3月から4月にかけては 各種の手続きを忘れないように

- ・インフルエンザ・健診の令和4年度補助金申請は、3月31日までです。
- ・スタッフが加入する時は、住民票（マイナンバー記載）で住所を確認します。（届け出住所と一致していること）
- ・スタッフが退職する時は、保険証の回収が必要です。退職日の翌日からは保険証は使用できません。
- ・修学で他県等に居住するときは、国保組合に届出が必要です。（事務局にお問い合わせを）
- ・令和5年度の健診のご案内は、3月中旬にお届けします。（特定健診受診券は紛失しないように）

令和4年度、最後の月です。完納で法令遵守を！

■ 2023. 4

住民票が無効になりますヨ！

国保組合への加入届や被保険者証の再交付申請などを行う際には、個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の添付が必要となっております。

何枚か綴じられた住民票で、加入者の分だけ提出するからとホッチキスを外してしまうと続柄がわからなかったり、市町村長の証明印のあるページがついていなかったりして無効となり、取り直していただくこととなります。

市区町村の窓口で申請するときは、個人番号の入った、当国保組合に加入する本人とご家族全員の載った住民票を申請し、国保組合にはコピーではなく、バラさないで、提出してください。

令和5年4月1日から 42万円から50万円に改定されました

国保組合から支給する出産育児一時金は、1児につき8万円増額され、4月1日出産分からは40.8万円が48.8万円となります。但し、産科医療保障制度に加入している医療機関で出産した場合は、1.2万円を加算します。

この出産育児一時金は国保組合から医療機関に直接支払われますので、これを超えた金額のみ、お支払いください。もしこれを下回った場合は、国保組合に申請をしていただくことにより差額を支給します。

新年度の始まりです。初月から完納で法令遵守を！

【お知らせ】

令和5年4月分の国保保険料は、4月24日(月)が引去り日となっております。

月末までに納入されない場合は、国保関係法令・規約等に基づく滞納処分として強制執行（診療報酬の差押え等）となることがありますのでご留意願います。

■ 2023. 5

歯科給付制限に関するルールの再確認を

令和5年2月25日に開催の第129回通常組合会において申し合わせ事項の一部改定を行いましたのでお知らせします。

それは、4に定める特例の(3)で、本来自家診療が原則の第1種組合員の家族に関し、一般の歯科医療

機関での治療が極めて困難で、特殊な治療等を要するため他の医療機関に依頼する先は、第二次・三次医療機関に限定することといたしました。

また、令和4年4月1日付け点数表の改正等に伴い、次の項目が削除されておりますのでご留意願います。

- ・歯周ポケット搔爬 (PCur)
- ・歯周基本治療処置 (P基処)

「組合会申し合わせ事項」

【歯科給付の制限について】

1. 欠損補綴及びこれに関わる診療は、全ての被保険者に対して保険給付外とする。
2. 原則として、次に定める項目は全ての被保険者に対して保険給付外とする。
 - (1) 全ての病名における歯科衛生実地指導料
 - (2) 歯肉炎(G)、歯周病(P・P急発)、エナメル質初期う蝕(Ce)、う蝕多発傾向者(C管理)等の慢性疾患に係る歯科疾患管理料及びその関連加算等
 - (3) (2)の傷病名における下記の検査及び処置等
 - ・歯周病患者画像活用指導料(P画像)
 - ・歯周病検査(歯周基本検査、歯周精密検査、混合歯列期歯周病検査)
 - ・スケーリング(SC)、スケーリング・ルートプレーニング(SRP)、
 - (※)・~~歯周ポケット搔爬(PCur)~~及びその再治療(50/100)
 - ・機械的歯面清掃処置(歯清)
 - (※)・~~歯周基本治療処置(P基処)~~・歯周疾患処置(P処)
 - ・フッ化物歯面塗布処置(F局)

(※)は、令和4年4月1日付け削除
3. 原則として、次の場合は、保険給付外とする。
 - (1) 第1種組合員又は第4種組合員（以下「第1種組合員等」という。）の家族に係る診療。
 - (2) 第1種組合員が同一医療機関内に複数所属している場合で相互に行う診療、又、所属する第3種、第4種組合員が第1種組合員に対して行う診療。
4. 特例として保険給付を認める場合
 - 下記に該当し、歯科給付申請書を提出して理事会で承認されたとき。(ただし、1の欠損補綴は除く)
 - (1) 一般診療を行わず「矯正」のみ取り扱っている第1種組合員等の家族に対する、他の機関での診療。
 - (2) 閉院その他の事情で診療を行っていない第1種組合員等の家族に対する、他の機関での診療。
 - (3) 一般の歯科医療機関での治療が極めて困難

で、特殊な治療等を要する場合の第1種組合員等の家族に対する、二次・三次医療機関での診療。

- (4) 第2種・第3種組合員の家族に対する診療。
- (5) 歯周外科を必要とするような重度歯周病。
- (6) 要介護等、寝たきり、外出禁止の入院等により訪問診療を行わなければならない状態における歯周病治療とその管理。
- (7) 重篤な全身疾患における周術期等口腔機能管理。
- (8) その他、特別の事情があるとき。

○マル学マル遠の届けをした被保険者。(ただし、欠損補綴、歯周病関係の給付費は返還)

【保険料の負担について】

○雇用主である第1種組合員等は、雇用する第2種、第3種組合員及びその家族にかかる保険料(介護保険料を含む)の2分の1を負担するものとする。

マイナンバーカードを…なくした! 盗まれた!

再交付されたマイナンバーカードの番号は、前のものと変わることがあります。速やかに届け出を—紛失や盗難で、マイナンバーの変更を伴うカードの再発行を受けた場合は、当国保組合に変更届けが必要ですので電話連絡をお願いします。

変更の届けをされないと、医療機関の受付窓口でチェックされた際に、被保険者の資格が無いと判定され、保険での受診ができなくなる場合があります。

マイナンバーカードあるいはマイナンバー通知カードは紛失されないよう、くれぐれもご留意願います。

■ 2023. 6

このようにして、歯科医師国保に加入することができます。 — 適用除外の承認申請 —

法人の医療機関及び常時5人以上の従業員を雇用する個人の医療機関は、原則として全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険と厚生年金への加入が法律で定められております。

ただし、国保組合加入の医療機関は、年金事務所に「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を提出し、その承認を受けることによって特例として国保組合に加入することができます。(歯科医師国保+厚生年金)

詳しくは国保組合事務局にお尋ねください。

■ 2023. 7

制度による給付のちがいについて

- 出産育児一時金（50万円）は、国民健康保険・社会保険ともに定められている法的な給付です。
- 出産手当金（出産での休業による給与減額の一部補填）は社会保険だけの制度で、当国保組合をはじめ、国民健康保険にはありません。
なお、財政状況等によって任意で給付等を行っている国保組合もあります。
- 育児休業給付金（育児休業による給与減額の一部補填：ハローワーク扱い）は、雇用主の義務として加入している労働保険から受けることができます。

国保保険料は“いざ”という時の支え合い /

■ 2023. 8

知らなかった！では済まされない「喪失届」 保険料が二重払いになっていませんか…

家族の方が職場の保険に加入したことで国保組合をやめるときは、「資格喪失届」に「職場の健康保険のコピー」をつけて、国保の保険証と一緒に提出していただきます。

新しく入る保険者に「加入届」を出したからと言って、当国保組合から自動的に抜けることにはつながっておりません。

喪失の手続きをされないと二重に加入している状態となり、両方から保険料の徴収が続くこととなります。

国が進めるマイナンバーカードと保険証の一本化は、医療機関の窓口において資格エラーにより医療費を10割請求された事例や、他人と紐づけされて情報漏れのトラブルが続くなど、令和6年秋からの保険証の原則廃止に対する不安の声は払拭できない状況にあり、その後、廃止までは1年間の猶予期間が設けられたにせよ、マイナンバーカード取得の浸透は足踏み状態にあるといえます。

このような問題に対応するにつけても、国保組合として今やっておくべきことの一つは、組合員のお一人お一人が正しい届出を漏れなく行い、組合員・被保険者の情報を正確に登録しておくことでしょう。

夏ノ暑サニモマケヌ丈夫ナカラダヲモチ
完納で乗り切りましょう！

■ 2023. 9

保険証は必ずお持ちください

マイナンバーカードの取得が拡大する中、他人の情報かひもづけられたマイナ保険証を使用したこと

による医療機関の窓口でのトラブルも聞こえてきます。

マイナ保険証で受診しようとしたが読み取り機でエラーとなり、10割請求されたという事例や、当国保組合には「氏名変更したのに旧氏名のままで本人確認ができない」と言われたという電話連絡もありました。

システムの管理組織への確認により、当方での入力も正しく処理されていたことから、医療機関窓口のシステム設定の問題であることがわかりました。

今、皆さんがお持ちの歯科医師国保組合の被保険者証は、令和7年9月30日までが有効期間となっておりますので、これを提示すれば問題ありません。そのような時のためにも、この保険証を無くさないよう大切にお持ちください。

令和5年度も上半期が終了します。

相扶共済の保険料納めて健康めざす秋。

■ 2023. 10

第1種組合員が75歳になったら… 医療保険は？ 国保組合との関係は？

満75歳の誕生日から、全ての国民は、それまで加入していた医療保険（歯科医師国保や市町村国保、協会けんぽなど）の資格を離れ、「後期高齢者医療制度」の被保険者に自動的に移行し、医療の給付や保険証の発行は、後期高齢者医療の事務を取り扱う都道府県ごとの「広域連合」という保険者が行います。

第1種組合員が資格喪失となれば、その家族も雇用されている従業員も資格を喪失し、市町村国保等に移行しなければなりません。

当国保組合では、第1種組合員の方が後期高齢者医療に移られる場合、医療保険制度とは別に、任意で加入できる「第4種組合員」という資格を設けております。（月額保険料 3,600円）

ただし、その加入要件として、歯科医業（開業、学校歯科医や関係団体の役員等）に携わっていることが必要です。

第4種組合員として当国保組合に加入された場合、対象は保健事業としての「傷病見舞金」と「葬祭見舞金」の支給になります。

・傷病見舞金：連続10日以上入院につき1日
5,000円（180日まで）

・葬祭見舞金：葬祭を行う者に対し100,000円（広域連合（50,000円）との差額）

後期高齢者に移行される際には、これらの状況をご検討の上で「第4種組合員」としての加入の是非をご検討ください。

8月に点検したレセプトの医療費、1ヵ月分の最高額は約580万円でした。

万が一のわが身を守る保険料

【完納のご案内】

令和5年10月分の国保保険料は、10月23日(月)が引去り日となっております。

月末までに納入されないと、国保関係法令・規約等に基づく滞納処分として強制執行（診療報酬の差押え等）となることがありますのでご留意願います。

■ 2023. 11

歯科医師国保の保険料を協会けんぽと比較してみました

従業員とその家族の保険料（介護保険料を含む）は、組合員である限り雇用主がその半額を負担することになっております。

[1ヵ月の保険料：定額]

第2種組合員 (従業員)	16,800円 (これを雇用主と折半)
第3種組合員 (歯科医師である従業員)	26,900円 (これを雇用主と折半)
家 族	9,600円 (これを雇用主と折半)

「協会けんぽ」に加入した場合に、どのくらいの給与（諸手当、交通費等を含む総支給額）のときに、歯科医師国保の保険料と同じくらいになるのか。

宮城県の「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」で比べてみました。

歯科医師国保 保険料	協会けんぽ 保険料	給与月額 (総支給額)
2種組合員 16,800円	17,085円	標準報酬 170,000円
3種組合員 26,900円	26,130円	標準報酬 260,000円

※介護保険料徴収の対象者外（40歳未満）の事例です。

更に「協会けんぽ」では、賞与からも保険料が徴収されます。

従業員の給与月額（総支給額）が「標準報酬」の金額以上の場合には、歯科医師国保より確実に保険料が高くなります。

インフルエンザの猛威と繰り返すコロナ感染に
保険料の完納で同業者の相扶共済

■ 2023. 12

出産の前後4ヶ月分の保険料を免除します！

国の少子化対策の一環として、出産被保険者の保険料を出産月の前月から出産月の翌々月までの4ヶ月分、免除とします。

関係法令の施行に従い、令和6年1月分の保険料から対象になりますが、保険料賦課・徴収システムを調整の上、手続きの具体的な方法等については、各医療機関あて別途お知らせする予定です。

〈予防対策〉と〈治療開始〉はお早めに――

新たな年を健康で完納で迎えましょう

○完納のご案内

令和5年11月分の国保保険料は、12月22日(金)が引去り日となっております。

月末までに納入されないと、国保関係法令・規約等に基づく滞納処分として強制執行（診療報酬の差押え等）となることがあるのでご留意願います。

○常備薬等のご案内

今年度の発送は、受注生産のため12月となる予定ですのでご了承願います。

国保医療費の推移

月別医療費費用額の状況

(単位：円)

診療年(月)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和元年度	82,968,000	74,168,000	82,718,000	85,515,000	82,520,000	77,686,000
令和2年度	74,922,000	59,903,000	73,242,000	73,609,000	81,603,000	70,027,000
令和3年度	78,087,000	78,307,000	79,818,000	74,002,000	82,286,000	79,188,000
令和4年度	97,421,000	83,499,000	85,135,000	73,646,000	85,370,000	81,205,000
令和5年度	92,708,000	86,025,000	98,070,000	88,469,000	94,838,000	87,325,000

診療年(月)	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和元年度	82,904,000	78,434,000	80,066,000	86,195,000	73,999,000	82,164,000	969,337,000
令和2年度	80,305,000	70,788,000	78,735,000	74,734,000	69,363,000	95,574,000	902,805,000
令和3年度	84,388,000	65,697,000	84,372,000	78,440,000	68,881,000	90,285,000	943,751,000
令和4年度	90,819,000	90,920,000	93,534,000	76,902,000	86,383,000	91,794,000	1,036,628,000
令和5年度	84,320,000	-	-	-	-	-	631,755,000

○医療費費用額は、自己負担と保険給付費を合わせた総額（10割相当額）で、医科、歯科、調剤、食事療養費、訪問看護療養費、療養費を含んだ各月の実績数値（千円未満四捨五入）。

保険給付費と保険料の推移

(単位：円)

診療年(月)	被保険者数(人)	保険給付費(A)	各種拠出金(B)	合計(A+B)	1人当たり額①+②	保険料収納額	1人当たり収納額
令和元年度	5,827	779,463,000	767,779,000	1,547,242,000	265,530	1,366,258,000	234,470
令和2年度	5,758	726,462,000	784,927,000	1,511,389,000	262,485	1,353,468,000	235,059
令和3年度	5,752	769,912,000	725,093,000	1,495,005,000	259,910	1,356,641,000	235,856
令和4年度	5,657	840,323,000	725,039,000	1,565,362,000	276,712	1,343,626,000	237,516
令和5年度		919,356,000	716,568,000	1,635,924,000	288,238	1,342,272,000	236,499
4月	5,629	8,004,000	26,000	8,030,000	-	65,141,000	-
5月	5,681	11,098,000	111,362,000	122,460,000	-	109,979,000	-
6月	5,681	77,032,000	55,662,000	132,694,000	23,358	113,005,000	19,892
7月	5,688	70,428,000	75,923,000	146,351,000	25,730	112,277,800	19,739
8月	5,682	82,880,000	55,662,000	138,542,000	24,383	111,568,000	19,635
9月	5,668	75,275,000	55,662,000	130,937,000	23,101	111,494,000	19,671
10月	5,659	77,448,000	55,662,000	133,110,000	23,522	110,936,000	19,603
平均値	5,676	76,613,000	59,714,000	136,326,800	24,019	111,856,000	19,708

- 1 保険給付費は、保険者が負担した療養諸費、高額療養費、出産育児一時金、傷病手当金、葬祭費等を含んだ各年度末（令和5年度は月末）現在の実績数値（千円未満四捨五入）。
- 2 被保険者数は、各年度末（令和5年度は月末）現在の届け出数であること。
- 3 令和5年度の [] 内は、平均値を年額に換算したもの。
- 4 各費用額の平均値は、保険給付関係費が6月分から平準化になるため、当該月を起点としたこと。
- 5 各種拠出金は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金、高額医療費共同事業拠出金を含んだ各年度末（令和5年度は月末）現在の実績数値（千円未満四捨五入）。

令和 6 年度月別行事予定表

令和 5 年 12 月現在

年・月	宮城県歯科医師国保組合		全 協	全 歯 連	北海道・東北 地区協議会 (山 形)	宮 歯
	機関会議 (日)	一般事業				
令和 6 年 4 月	理 事 会 (9)	保険料賦課、通知				
5 月	理 事 会 (14) 監 査 会 (22)		・支部総会・研修会 (18土 岩手・医)			
6 月	理 事 会 (11) 決算監事会 (-)	常備薬品等配付 後発医薬品差額通知	・本部通常総会 (6木 山形市)			代議員会 (22)
7 月	理 事 会 (9) 組 合 会 (27) 監 査 会 (17)					
8 月	理 事 会 (6)	医療費通知				
9 月	理 事 会 (10) 監 査 会 (18)		・理事長、 役員研修会	・第1回通常総会 (21土 名古屋)		
10 月	理 事 会 (8) 支 部 長 会 (15)	後発医薬品差額通知			・協議会 (5土 上山) ・事務研修会 (25・26)	
11 月	理 事 会 (12) 監 査 会 (20)	国保組合連絡会	・被保険者全国大会			
12 月	理 事 会 (10)	県指導監督				合同役員協議会 (14)
令和 7 年 1 月	理 事 会 (14) 監 査 会 (22)	確定申告資料の発行 こくほ組合報発刊				新年会 (11)
2 月	理 事 会 (7) 組 合 会 (22)	健診契約更新、確認 医療費通知 後発医薬品差額通知	・理事長、 役員研修会			
3 月	理 事 会 (11) 監 査 会 (18)	健診補助通知、 受診券発行	・本部通常総会 (20木 東京)	・第2回通常総会 (4火 東京)		代議員会 (22)
随 時		・理事会事前打合せ、レセプト点検 (毎月) ・各担当役員打合せ ・各種委員会 ・こくほ組合報、ニュースレター等発行 ・健康冊子等配付 ・加入資格確認				

編集後記

被保険者数の減少問題は、すべての国保組合の全般的な傾向であり、その解消は一医療保険者で対応できるものではなく、一方国が少子化対策と称した施策を次々と打ち出しているが、それが人口減少解消につながるかはまだ不透明な課題と言える。

関係法令遵守の中で、また保険者としての限りある財源の中で、どのような制度の改善を図ることができるのか、被保険者にとって魅力ある保険者になれるのかを、それぞれが努力していくことが必要となる。

先ずは、今、加入している被保険者の声を聴き、その要望、不満、提案などにどのように対処していけばいいのか。先に実施したアンケート調査において、歯科給付制限についての質問について、再考をお願いしたいとの回答が多く、これについても協議が必要であるが、半面、国保保険料の負担も視野に入れる必要もあり、早急な結論を出すのは難しいと思われるが、医療保険者としての経営努力にも大きくかかわる問題なので、可能な限り丁寧に答えていくことが求められている。

雇用主を向いた対応になりがちだが、そこで働く遥かに多い数のスタッフの医療も支えるのが国保組合である。その声を真摯に受け止め、一体となって地域の歯科医療を担う仕事の大事さを確かめていきたいものである。

組合員の皆さま方には、今年も健康で過ごされることを願いながら、宮歯国保組合事業へのご理解ご協力をお願い致します。

(副理事長 村上正博)



■気仙沼市お伊勢浜から見る明戸の島と気嵐の朝
気仙沼市にあるお伊勢浜は、明戸港の守護神「伊勢神」を祀る伊勢崎の西側に位置し、2022年夏に12年ぶりに海開きが行われ海水浴場として復活しました（2023年の海水浴期間は、7月15日から8月20日）。穏やかな波と遠浅で長い砂浜で、環境省の「快水浴場百選」にも選ばれた白砂青松が美しい海水浴場。震災後に復興し、安全で安心できるクリーンな海水浴場として多くの人々や地元住民にも愛されている。正面に見える明戸の島は、気仙沼市波路上明戸にある小さな島で、干潮時には砂州で本土とつながる。

